

令和9年度 預かり保育の申込みについて

(1) 預かり保育の利用対象の子ども

幼稚園等が実施する通常の教育標準時間前後や、長期休業期間中に、就労等で保育を必要とする3・4・5歳児

(2) 預かり保育の利用条件 次の①～③のいずれかの理由で保育が必要な場合のみ利用可能

- ① 教育標準時間（8:30～14:00）外に仕事をしていること
- ② 教育標準時間（8:30～14:00）外に通院、看護または介護をしていること
- ③ 市長が特別の事由があると認める場合

(3) 預かり保育の利用方法

①提出先

通園予定（通園中の）施設



②申込期限

- ◆4月から利用する場合 ⇒ 令和8年11月20日(金)まで ※2次募集…令和9年2月5日(金)まで
- ◆年度途中から利用する場合 ⇒ 利用希望月の前月20日まで ※原則翌月からの適用になります。

③提出書類

【全員】

▶ 預かり保育申込書・・・[子ども一人につき1部]

【「保育の必要性の認定」要件を満たす方】

- ▶ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（新規申込の場合のみ）・・・[子ども一人につき1部]
- ▶ 各種証明書（就労証明書など）・・・[保護者につき各1部]

※必要な証明書の種類は、裏面（4）の表を確認してください。

(4) 注意

＜預かり保育を実施しない日＞

- ① 土曜日及び日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ※3月31日・4月1日（年度末・年度初め）は希望保育を行います。

＜預かり保育料の納付期限＞

- ・「保育の必要性の認定」要件を満たさず、有料で利用した場合の預かり保育料については、利用月の翌月上旬頃に納付書を送付します。納付書を持参し、市内の金融機関（郵便局以外）、市役所本庁、支所にて納めてください。
- ※納付期限は利用月の翌月の25日です。（25日が金融機関休業日のときは翌営業日）

＜その他＞

- ・預かり保育の申込は、毎年度必要です。
- ・長期休業中の給食を提供しています。（年間数日間、給食を提供できない場合があります。）
- ・3歳児のお子さんは原則ならし保育を行います。保護者の就労等で対応が難しい場合は、相談の上お預かりします。
- ・預かり保育を中止（休止）する場合は、「預かり保育中止（休止）届出書」を幼稚園に提出してください。
- ・利用が少人数の場合は、他の幼稚園と合同で預かり保育を実施する場合があります。
- ※普保幼稚園の長期休業日/振替休業日の預かり保育は終日、仁尾こども園で行います。
- ・利用申込書類等の内容が事実と相違する場合は、預かり保育を利用できなくなる場合があります。

(5) 預かり保育の利用時間・料金

実施日	利用区分	利用可能時間		保育料※	実施場所
		幼稚園・幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園		
幼稚園 開園日	早朝	7:30 ~ 8:30		日額：100円	所属する施設
	通常	14:00 ~ 最長 18:00	14:00 ~ 最長 18:30	日額：400円	
長期休業日 振替休業日	早朝	7:30 ~ 8:30		日額：100円	所属する施設
	長期	8:30 ~ 最長 18:00	8:30 ~ 最長 18:30	日額：600円	

※私立認定こども園の保育時間、保育料等については施設一覧又は各施設にお問い合わせください。

※「保育の必要性の認定」を受けることができる場合は、利用料が無料となります。

保育の必要性があり、一定の要件：「保育を必要とする事由」（下記（４）の表参照）を満たす場合は、事前に認定（施設等利用給付認定：新２号）を受けることで利用料が無料になります。

(6) 保育の必要性の認定と認定を受けるために必要な証明書

下記の①～⑧のいずれかの事由に該当し、「保育の必要性の認定」を受けると預かり保育料が無料となります。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間	必要提出書類
① 就労 ※ ¹	<u>月60時間以上</u> ※ ² の就労をしている	就労が継続している間	就労証明書
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	<u>分娩予定月の前後2ヶ月</u> (例) 予定日が7月1日の場合 → 利用期間：5月1日～9月30日	母子手帳の写し (表紙と、分娩予定日が確認できるページ)
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	診断書または 障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	介護・看護状況申立書 診断書等
⑤ 災害復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで	被災証明書
⑥ 求職活動 ※ ³	求職活動のため、保育が困難な状態	預かり保育利用開始から <u>90日</u> を経過する日の月末	求職活動申出書
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中	就学証明書及び 就学時間が確認できる書類
⑧ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること		市長が必要と認める期間	それが確認できる書類

※¹：「就労」による預かり保育では、勤務先が遠方の場合を除き、就業前・後1時間程度での送迎をお願いします。

※²：就労時間が月60時間未満の場合、預かり保育の利用はできますが、保育料が必要です。

※³：「求職活動」による預かり保育の場合は、早朝保育の利用はできません。



<問い合わせ>

三豊市健康福祉部保育幼稚園課
TEL：0875-73-3036
FAX：0875-73-3023

(1) 預かり保育申込書【全員提出】

記入例(預かり保育)

様式第1号 (第5条関係)

三豊市教育委員会 様

令和 8 年 11 月 6 日

申請者(保護者)

住 所: 三豊市 高瀬町下勝間2373-1

氏 名: 三豊 花子

(連絡先電話: 090-0000-0000)

預 かり 保 育 申 込 書

次のとおり、預かり保育の利用を申し込みます。

預かり保育を受けようとする幼児	フリガナ	ミトヨ イチロウ	
	氏 名	三豊 一郎	
	生年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日生 (3 歳児)	
	住 所	☒ 同上 三豊市	
利 用 幼 稚 園 名		〇〇 幼稚園	
預かり保育を必要とする理由		☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 求職活動 ☐ その他	
預かり保育の希望区分・時間 (希望する区分にチェックしてください。)		☒ 通常保育日	14時 00 分 ~ 16 時 30 分
		☒ 長期休業中	8時 30 分 ~ 16 時 30 分
		☒ 早朝保育	7時 30 分 ~ 8時 30 分
預かり保育の希望期間		令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日	

※預かり保育を必要とする理由により、就労証明書等の証明書類の添付が必須となります。
※「保育の必要性の認定」が認められ、施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が無料になります。

預かり保育は、毎年度の申込が必要です。

朝 8 : 30 前の預かりが必要な場合はチェックをお願いします。

新年度のクラス年齢をご記入ください。

就労の場合、就労前後 1 時間程度での送迎にご協力ください。

